

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、所有者の氏名、建物移転料計算書の諸経費率・再築補償率及びその比率が明らかになる金額、建物調査表の積算単価・単価係数等の積算基準となる数値及びその積算基準となる数値が明らかになる金額を除き公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 1 3 年 6 月 1 2 日付けで名張市情報公開条例（平成 1 0 年名張市条例第 1 3 号。以下「条例」という。）に基づき行った、下記の文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求に対し、名張市長が平成 1 3 年 6 月 1 9 日付けで行った部分公開決定により公開された公文書が異議申立人が請求した公文書ではないので、本件対象公文書の公開及び部分公開決定の取消しを求めるというものである。

記

平成 9 年 5 月 2 7 日、（財）三重県建設技術センターに委託した（仮称）名張市斎場建設予定地物件移転補償額算出業務委託報告書の F 棟～ J 棟の損失補償評価算定書、建物移転料計算書、建物調査表

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の決定は条例の解釈運用を誤っているというものである。

（ 1 ）公開された公文書が異議申立人が請求した公文書ではないので、請求した公文書の公開を求めることについて

公文書公開請求をした文書は、「平成 9 年 5 月 2 7 日、（財）三重県建設技術センターに委託した（仮称）名張市斎場建設予定物件移転補償額算出業務に指示する F 棟～ J 棟についての報告書中、該当の損失補償評価算定書、建物移転料計算書、建物調査表」であり、今回部分公開と称して公開を受けたのは「 B - A 棟」、「 B - B 棟」、「 C - A 棟」、「 C - B 棟」、「 D - A 棟」であり、指示書の変更があったことを証する書類がなく、別文書の公開を受けたものと思われるので正当な文書の公開を求めるものである。

（ 2 ）部分公開決定を取消し、全面公開の決定を求めることについて

ア 上記（ 1 ）にかかる報告書の提出に当たって指示の内容に変更があったとするならば、その事実が判明できる証拠が必要である。

イ 仮にその事実が正当なものと判断された場合でも「平成 1 3 年 6 月 1 9 日付け名齋第 2 2 号」の公文書部分公開決定通知書の部分公開の理由等欄に記載する理

由は次の理由により承服できないものである。

- (ア) 異議申立書 7 その他で添付した契約書(平成9年度)「(仮称)名張市斎場建設予定地物件移転補償額算出業務委託」の指示書の一部(物件調査内訳書・物件調査箇所を示す地図)は、既に公開されているもので、あらためて条例第6条第2号に該当するとして非公開にする理由は妥当性を欠く。
- (イ)「未交渉に係る関係図書であり、今後の交渉事務における複雑化と適正さが失われる可能性があること」としているが次のとおり未交渉であることに、客観的かつ合理的に捕らまえることができる背景から、重大な疑念があり妥当性を欠く。

平成9年5月27日に(財)三重県建設技術センターと委託契約した移転補償額算出業務は、牛舎地への決定過程における牛舎地の地権者及び滝之原区との関わりから三者が一体となって話合われたものである。また、移転先の保安林解除申請を名張市が代行している中で、今回のF棟～J棟が移設される前提に必要な経費、図面等関係書類が三重県に提出されている事実から、A棟～J棟を含めて買収交渉が行われていると考えるのが妥当であり、既に地権者はF棟～J棟の補償額を知らされていると考えるからである。

名張市が既に契約されているものとして公開したA棟～E棟は全てについては全面公開されていないこと並びにF棟～J棟について名張市が契約していないとしているが、その事実を証するものは提示されていないことにより名張市の説明を認めることはできない。

(財)三重県建設技術センターは三重県が基本財産の2分の1以上を出資し、また名張市も構成団体の県下市等に割当てられた応分の負担割合の額を出資している公的機関である。センターは、評価にあたり建設省の算出規定に準拠しているほか、名張市の指示に基づき中部地区用地対策連絡協議会発行の損失補償算定標準書により算定しているとのことであるが、この標準書は係数表等を非公開にしているが、業界でこれらの非公開部分についてもほぼ正確に把握されているので、実態的には形骸化されたものと受け取られており、このことをもって公開にしても何の影響も生ずるおそれはないものである。

4 実施機関の部分公開理由説明要旨

(1) 公文書公開請求と公開対象文書の同一性について

平成9年5月27日に三重県建設技術センターと締結した平成9年度(仮称)名張市斎場建設予定地物件移転補償額算出業務委託契約において、調査対象物件の棟番号の符号に当たっては、斎場建設地内の牛舎施設はA棟～E棟、斎場建設地以外の牛舎施設についてはF棟～J棟と一連の通し符号とした。その後、調査の実施時期が具体的になってきた段階での協議時(同年11月)において、斎場建設地内の牛舎施設と地元から移転統合の要望のあった牛舎施設との区分を明確にするため、斎場建設地内の牛舎施設をAブロックのA棟～E棟とし、また、斎場建設地以外の

牛舎施設は3ヶ所に点在しているため、それぞれF棟～J棟をBブロック、Cブロック、Dブロックの建物ごとにB-A棟、B-B棟、C-A棟、C-B棟、D-A棟と表示し、補償額を算出するよう口頭で契約者に指示した。

従って、平成13年6月22日異議申立人に部分公開した公文書は、請求内容に基づいたものである。

- (2) 公開請求のあった公文書のうち、物件所有者の住所、氏名については条例第6条第2号に該当し、非公開とした。
- (3) 公開対象の公文書に記載された建物調査の算定基礎となる単価及び係数は、中部地区用地対策連絡協議会発行の損失補償算定標準書に基づいているが、この損失補償算定標準書は公開されていないため、単価、諸経費率及び再築補償率並びにその比率が明らかになる金額については、条例第6条第4号ロに該当し、非公開とした。
- (4) 公開請求のあった公文書は、斎場建設に係る受け入れ地区からの要望事項（移転先への統合）に関係し、今後の検討資料として物件所有者の承諾を得て調査したものであるが、現在のところ要望に対する市の方針は未確定であるため、当然補償交渉も開始しておらず、また調査結果及び算定結果などについて物件所有者も知り得ない情報の図書である。

従って、算定結果等を公表することは、今後の補償交渉に支障となることから、算定結果及び算定結果が明らかになる単価、数量並びに積算結果については、条例第6条第4号ロに該当し、非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 公文書名の特定について

異議申立人は、当初F棟～J棟という呼び方であったものがD-A棟等と変更されていることから、公開請求時に実施機関は補正を求めるべきであったと主張しているが、一般的に公文書を特定できるのであれば、むしろ厳密に運用して公開請求人に補正を求めるよりは、条例上受理すべきである。そうしたうえで、公開（部分）決定通知書に記載する文書名は、請求文書名ではなく実施機関が特定した公開文書

名とすべきであろう。

本事案の場合、そのような運用はされていないものの、審査会として当該関連書類を見るに、F棟～J棟の表示の変更は単に対象の呼称が変わっただけのものであると判断でき、それ以上の疑う理由は見当たらなかった。従って、当該公文書を異議申立人の公開請求した公文書であると判断したうえで公開・非公開の妥当性について判断する。

(3) 条例第6条第2号(個人情報)の該当性について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、公開しないことができることを定めたものである。

本件対象公文書には、所有者の氏名が記載されており、これについては条例第6条第2号で規定されている「特定の個人が識別され得るもの」に該当する。また、本号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が非公開としたことは妥当である。

建物移転料計算書及び建物調査表については、名張市が(財)三重県建設技術センターに委託したものであり、当センターが補償額を決定するために、当該所有物件に関し客観的立場で調査したものである。所有者の氏名が、広く一般に知られている状況からすれば、当該情報を公開することで特定の個人の資産状況が明らかになるとも考えられるが、所有者の保有財産の全部が明らかになるわけではなく、補償額決定のための調査を通じて、所有者の保有財産の一部が明らかになるにすぎない。なお、当該情報の公開自体により、特定の個人が識別され、又は識別に影響が及ぶとはいえない。

よって、所有者の氏名以外の情報は、条例第6条第2号(個人情報)には該当しないので、公開するのが妥当と判断する。

(4) 条例第6条第4号(行政運営情報)の該当性について

本号は、事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質から公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生じるおそれのある情報は、公開しないことができることを定めたものである。

実施機関は、F棟～J棟の損失補償について、今後どのような事業を行うかどうかも決定していないと主張している。しかし、当該移転料の調査は、斎場建設と密接不可分に行われたものと言わざるを得ず、本事案における当該事務事業は斎場建設である。そのように考えると、このF棟～J棟の移転料調査の公開が、斎場建設に影響を及ぼすかどうかという点が問題となるが、この点を判断するに重大な影響はないといえる。従って事務事業情報として考えても公開すべきである。ただし、公開すること自体には問題がなくても、今後の事務事業において、担当職員が説明しにくくなったり、用地交渉対象者に期待を抱かせるおそれがあり、適正な損失補償ができなくなるなど交渉の複雑化と適正さが失われるという可能性も否定できな

い。この点に鑑みれば、建物移転料計算書の諸経費率・再築補償率及びその比率が明らかになる金額、建物調査表の積算単価・単価係数等の積算基準となる数値及びその積算基準となる数値が明らかになる金額を除き公開することが妥当である。

(5) 結論

よって、冒頭の「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
13.7.19	・実施機関から諮問書受理
13.7.23	・実施機関に対して部分公開理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13.7.27	・実施機関から部分公開理由説明書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13.8.1	・異議申立人に対して部分公開理由説明書(写)の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認通知
13.8.20	・異議申立人からの意見書及び口頭意見陳述出席者名簿受理
13.8.22	・実施機関に対して異議申立人の意見書(写)を送付
13.9.4	<ul style="list-style-type: none"> ・書面審理 ・実施機関の部分公開理由説明の聴取 ・異議申立人の口頭意見陳述の聴取 ・審議 (第14回審査会)
13.10.9	<ul style="list-style-type: none"> ・審議 ・答申 (第15回審査会)